

特定非営利活動法人 DPI(障害者インターナショナル) 日本会議

Japan National Assembly of Disabled Peoples' International (DPI-JAPAN)



〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル5F

Tel: (03)5282-3730 Fax: (03)5282-0017

E-mail: office@dpi-japan.org

URL: <https://www.dpi-japan.org>

2023年6月2日

文部科学省大臣政務官
伊藤 孝江 様

障害差別の解消、インクルーシブ教育推進等の要望

貴省におかれましては、障害のある児童生徒の教育行政に、日々ご尽力のことと存じ上げます。

私たち DPI 日本会議は、DPI(障害者インターナショナル)の国内組織として1986年に発足し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け取り組みを進める、全国91の加盟団体からなる障害当事者団体の連合体です。

昨年障害者権利条約の日本国審査が行われ、障害者権利委員会から総括所見が出されました。私たちは結成当初から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、地域の同じ学校へ通い、ともに学ぶインクルーシブ教育の実現をめざして活動しており、昨年出された「勧告」は、めざす到達点を改めて力強く示して頂いたものと考えています。

一方、昨年12月に出された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」では、通常の学級に8.8%教育的支援が必要な児童生徒が在籍する可能性が示されました。学級担任の見立てによる数字が一人歩きすることに大きな懸念があります。支援が必要な児童生徒を分けるのではなく、「常に過度の競争にさらされている」「1クラスの人数が多すぎる」など、通常学級が抱える課題を解決し、通常学級自体が変わっていく中で、みんなが一緒に学ぶことができるよう、対応していくべきと考えます。

上記の認識の下、要望を、以下に記します。

1. 来年度より障害者差別解消法の改正法が施行されます。文部科学省の対応要領・対応指針について、私たちが全国から集めた事例などを基にし、5月17日にメールにて提出させて頂いた「意見」について、反映していただくよう、お願いいたします。
2. 学校バリアフリーについては、貴省のご尽力により各自治体での設置が進むよう取り組んで頂いています。要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校にエレベーターを

整備するなど、2025 年度までの「緊急かつ集中的な」整備目標案の達成に向けて、自治体への更なる働きかけや、実質的な補助を増やす等、具体的な方策を進めるよう、お願いします。

3. 以下の項目について、可能な範囲で意見交換をお願いいたします。

①国連障害者権利委員会の勧告の実施について

昨年 10 月に出された、障害者権利条約日本国審査の「勧告」を踏まえた障害者権利条約(24 条等)の国内実施をお願いします。

②通常の学級に在籍する学校教育法施行令 22 条の3に該当する児童生徒について

今年3月に出された「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」では、「学校教育法施行令第 22 条の3に規定する障害の程度に該当」する児童生徒が、通常学級に一定数在籍しているとした上で、「今後支援の更なる充実が必要」とありますが、「特別支援学校のセンター的機能の充実」「支援員の配置」等だけでなく、教員の配置を行い「選択・在籍する学校・学級によつての条件の違い」を是正してください。

③昨年4月に出された「文科省通知」について

昨年 7 月にも貴省と意見交換をさせていただきました。国連の総括所見では「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知)に関して、撤回を要請しています。しっかりと受け止めていただき誠実に対応していただくようお願いいたします。現場の混乱も起きており、当面は現状に則した柔軟な対応を認めてください。

④継続的な意見交換の場

今後とも、日本におけるインクルーシブ教育推進の課題に関して、継続的に話し合いの場をもつていただくようお願いいたします。

以上